明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働七九）　一
〔告　示〕
○令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件　三
○保安林の指定をする件（農林水産八六八～八七五）
○漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四大中型まき網漁業の項第九号の農林水産大臣が定める期間を定める告示（同八七六）
○航路標識に関する件（海上保安庁二八）
○小型船舶操縦免許証の無効を宣する件（海難審判所三）
○道路に関する件（中部地方整備局五五、五六）
〔国会事項〕
官庁事項　五
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　五
労　働　六
最低工賃の廃止決定に関する公示（山口労働局最低工賃公示二）　七
〔人事異動〕
内閣　法務省　出入国在留管理庁　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔官庁報告〕
諸事項　八
〔公　告〕
官庁　金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　八
裁判所　相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　八
会社その他　二六

省令

○厚生労働省令第七十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の四第一項及び第三項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十五日

厚生労働大臣　武見　敬三

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（新規化学物質の名称、有害性の調査の結果等の届出）	（新規化学物質の名称、有害性の調査の結果等の届出）
第三十四条の四　法第五十七条の四第一項の規定による届出をしようとする者は、電子情報処理組織を使用して、当該届出に係る同項に規定する新規化学物質（以下この節において「新規化学物質」という。）に関する次の各号に掲げる事項並びに当該新規化学物質について行つた前条第一項に規定する有害性の調査の結果、当該有害性の調査が同条第二項の厚生労働大臣が定める基準を具備している試験施設等において行われたことを証する情報及び当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法（以下この条において「有害性調査結果等」という。）の内容を記録した電磁的記録を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織による届出が著しく困難な場合は、様式第四号の三による届書に、有害性調査結果等を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出することをもつて代えることができる。	**第三十四条の四**　法第五十七条の四第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第四号の三による届書に、当該届出に係る同項に規定する新規化学物質（以下この節において「新規化学物質」という。）について行つた前条第一項に規定する有害性の調査の結果を示す書面、当該有害性の調査が同条第二項の厚生労働大臣が定める基準を具備している試験施設等において行われたことを証する書面及び当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　製造に係る届出であるか又は輸入に係る届出であるかの別	（新設）
二　事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号	（新設）
三　常時使用する労働者の数及びそのうち新規化学物質を製造し、又は取り扱う労働者の数	（新設）